

令和8年（2026年）8月13日

指定 居宅介護事業所
同行援護事業所
行動援護事業所
短期入所事業所

} 管理者 様

横須賀市長 上 地 克 明
(公 印 省 略)

こども性暴力防止法（令和8年12月25日施行予定）における認定（民間保育教育等事業者）
について（周知）

日頃から本市の福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和8年12月25日施行のこども性暴力防止法において、障害児を支援する一部の指定障害福祉サービス事業者については、法定義務である指定障害児通所支援事業等（児童発達支援事業等）とは違い、任意で国の認定を受けることができます。

つきましては、下記のとおりご案内をいたしますのでご確認ください。

また、事業者向け全国説明会開催の案内がこども家庭庁からありましたので、参加希望の場合は、直接お申し込みください。

記

- 1 認定対象サービス 居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所
- 2 参 考 資 料 こども性暴力防止法の施行について、施行ガイドライン、リーフレット、Q&A

3 事業者向け全国説明会開催の案内

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/information-session-r8>

その他詳細につきましては、こども家庭庁ホームページ

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

をご参照ください。